

加盟店各位

ヤマト運輸株式会社

「クロネコ代金後払いサービス」「収納代行サービス」加盟店規約の一部改訂について

現在、ご契約頂いております「クロネコ代金後払いサービス」および「収納代行サービス」の加盟店規約の一部を民法改正に伴い改訂いたします。適用開始日は2022年5月16日となります。

詳細は下記をご確認ください。よろしくお願い申し上げます。

記

1. クロネコ代金後払いサービス 加盟店規約

2022年5月15日迄の加盟店規約	2022年5月16日以降の加盟店規約
<p>第30条（規約の制定、変更）</p> <p>1. 当社は、加盟店の同意を得ずに加盟店一般に適用されるものとして本規約を変更することができ、また、本規約と一体となる附属規約を制定、変更することができるものとする。当社の指定するウェブサイトに掲載、または、書面での通知をしたときに規約（変更を含む）の効力が生じるものとし、本規約と附属規約の条項に抵触が生じた場合は、附属規約の条項によるものとする。</p>	<p>第30条（規約の制定、変更）</p> <p>1. 当社は、<u>民法の定めに基づき、加盟店と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、又は本規約に付随する規定若しくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力を生じる日を定めたいうで、原則として加盟店に対して当該改定につき通知します。</u>但し、当該改定が専ら加盟店の利益となるものである場合、又は加盟店への影響が軽微であると認められる場合、その他加盟店に不利益を与えないと認められる場合には、当社ホームページ等での公表のみとする場合があります。</p>

改訂後の規約全文は2022年5月16日以降に以下のURLからご確認ください。

https://business.kuronekoyamato.co.jp/service/lineup/pdf/k_16_payment_atobarai.pdf

2. 収納代行サービス 加盟店規約

2022年5月15日迄の加盟店規約	2022年5月16日以降の加盟店規約
<p>第17条（規約変更）</p> <p>当社は本規約を随時変更することができるものとします。この場合、変更された内容は、当社がこれを当社ホームページ上に公表した時点または書面その他の媒体に掲載した時点から効力を生ずるものとします。</p>	<p>第17条（規約変更）</p> <p>当社は、<u>民法の定めに基づき、加盟店と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、又は本規約に付随する規定若しくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力を生じる日を定めたいうで、原則として加盟店に対して当該改定につき通知します。</u>但し、当該改定が専ら加盟店の利益となるものである場合、又は加盟店への影響が軽微であると認められる場合、その他加盟店に不利益を与えないと認められる場合には、当社ホームページ等での公表のみとする場合があります。</p>

改訂後の規約全文は2022年5月16日以降に以下のURLからご確認ください。

https://business.kuronekoyamato.co.jp/service/lineup/pdf/k_12_payment_shunodaiko.pdf

3. 本件に関するお問い合わせ先

ヤマト運輸 決済サービス カスタマーサービスセンター

Email payment@kuronekoyamato.co.jp

フリーダイヤル：0120-69-5090（受付時間：平日 9:00～18:00）

以上